

平成28年度第5回市川市教育振興審議会 会議録

1 開催日時 平成28年11月21日(月)9時30分から11時45分

2 場 所 市川市南八幡1丁目17番15号
南八幡仮設庁舎2階 教育委員会会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 副会長 大嶋 章一

(2) 委 員 田中 孝一、齊藤 雅代、湯淺 国匡、角谷 好枝
中村 ふじ江、貞広 齋子

(3) 事務局 渡邊 晴美(塩浜学園校長)
松下 大海(教育次長)
松本 雅貴(生涯学習部次長)
永田 博彦(学校教育部長)
井上 栄(学校教育部次長)
高久 聡(経営改革課長)
永田 治(教育政策室長)
牛尾 進一(同室教育政策課長)
石田 清彦(同課主幹)、
堀 和晴(同課副主幹)
渡邊 雅直(同課副主幹)
曾根 浩一(同課主任)

4 報 告

(1)第4回市川市教育振興審議会の審議の整理について

5 議 事

- (1) 学校の適正規模に関する方針について
- (2) 学校の適正配置に関する方針について

6 提出資料

- (1) 審議資料
 - ・報告・議事資料
 - ・議事補助資料

【 9 時 3 0 分 開会】

○ 大嶋副会長

ただ今より平成 28 年度第 5 回市川市教育振興審議会を開催させていただきます。本日の会議は、審議会委員 12 名のうち 5 名欠席ではございますが、市川市教育振興審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、成立いたします。それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○ 牛尾教育政策課長

では、資料について確認させていただきます。事前に送らせていただいた資料が 3 点ございます。1 点目が「会議次第」です。2 点目が、「第 5 回市川市教育振興審議会 報告・議事資料」です。3 点目が「第 5 回市川市教育振興審議会 議事補助資料」です。不足等がございましたらお申出ください。なお、10 月 31 日の学校施設見学会へご参加されなかった方へは、見学校の「学校要覧」を置かせていただいておりますので、後ほどご覧ください。

○ 大嶋副会長

ありがとうございました。本日の次第の流れとしましては、第 4 回で審議されました内容について、まず事務局に報告していただき、その後、本日の議事である「学校の適正規模に関する方針について」と「学校の適正配置に関する方針について」協議してまいります。それでは、報告・議事に先立ち「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第 7 条の規定に基づき、本議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。事務局にお尋ねしますが、本議題に同指針第 6 条に規定する非公開事由はございますか。

○ 牛尾教育政策課長

本議題につきましては、法令等で非公開とはされておらず、また、個人情報などの非公開情報も含まれておりませんことから、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第 6 条に規定する非公開事由はございません。

○ 大嶋副会長

それでは、本議題については、非公開事由はないとのことですので、会議を公開することとしてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

○ 全委員

【異議なし】

○ 大嶋副会長

ご異議なしと認めます。それでは、本議題に係る会議を公開することと決しました。傍聴者の入場を認めます。

【傍聴者 0 名】

○ 大嶋副会長

それでは、次第の 1「報告」に入らせていただきます。「第 4 回市川市教育振興審議会の審議の整理について」事務局よりお願いします。

○ 石田教育政策課主幹

第 4 回市川市教育振興審議会の審議の整理について報告いたします。報告・議事資料の 1 ページから 3 ページをご覧ください。前回の審議会でご頂いたご意見を、議事

(1)(2)(3)に分けて整理をさせていただきました。詳細については、すでに会議録をお送りさせていただいておりますので、ここでは割愛をさせていただきますが、修正等がありましたらお願いします。

○ 大嶋副会長

第4回市川市教育振興審議会の審議の整理につきましては、報告・議事資料にまとめられています。皆様方から頂いたご意見を整理していただいたところですが、内容について修正の必要があるところがありましたらお願いいたします。

○ 全委員

【特に無し】

○ 大嶋副会長

もしこの後で何かお気づきに点がありましたら、事務局にお話して頂ければと思います。それでは議事に移ります。一つ目の議事は「学校の適正規模の方針について」です。先ず適正規模の検討の際に考慮すべき視点について、事務局より説明をお願いします。

○ 石田教育政策課主幹

適正規模に関する方針についてご説明いたします。報告・議事資料の4ページをご覧ください。学校の適正規模につきましては、「規模によって生じる課題」、「小規模校のメリット」、「これからの教育の方向性」、「教職員の体制」の4つの視点から前回ご審議いただきましたが、「教職員の体制」に「教職員の育成」の視点も加えて検討を進めるために、今回、(1)の「教職員の体制の視点」の3つ目に、「適正規模は、教職員の育成が十分に図られる規模を検討する」と加えました。(2)の具体的な検討では、先ず、「教職員の育成」の手立てを整理しました。「教職員の育成」の手立ては、学校の教員に採用された後は研修が主な柱となります。補助資料の1, 2ページに「教員の資質能力向上」に関する中教審の答申を、一部抜粋して載せておりますが、経験豊富な先輩教員から経験の少ない若手教員へと知識・技能を伝承する継続的な研修と、協働して取り組む組織的な研修が必要であるとしています。

また、研修には学校内で行なう校内研修と、学校外の研修会等へ参加する校外研修、そして自発的に行なう自己研修がありますが、学校現場においては、「校内研修」と「校外研修」が重要であり、校内研修を円滑に実施できる学校規模であることと、校外研修への参加に適切に対応できる学校規模であることが求められます。

先ず、校内研修を円滑に実施できる学校規模ですが、学校内において同僚の先生とともに支えあいながらOJTを通じて、日常的に学びあう校内研修を充実させるためには、小学校では同学年に複数学級あることが必要であり、12学級以上が求められます。また中学校では、同じ教科に複数の教員がいることが必要となりますが、補助資料3, 4ページの資料2「教職員の配置」をご覧くださいと分かりますように、12学級では19名の教員が配置され、全教科に複数の教員を配置できますことから、中学校でも12学級以上が求められます。これらのことから、校内研修を円滑に実施できる規模として、12学級以上18学級以下は妥当であると考えられます。

次に校外研修への参加に適切に対応できる学校規模ですが、校外研修に参加する教員の不在時の対応が適切に図られる学校であれば、先生方は安心して、且つ積極的に校外研修に参加できると考えます。そのためにはやはり校内研修と同様に、小学校では同学年に複数の学級があること、中学校では同じ教科に複数の教員がいることが求められます。このため、校外研修への参加に適切に対応できる学校規模としても、12学級以上18学級以下は妥当であると考えられます。これらのことから、教職員の育成の視点からも、12学級以上18学級以下を適正規模とすることは妥当であると考えます。以上の検討結果でよろしければ、前回ご了承を頂きました「12学

級以上 18 学級以下を適正規模とする」方針につきましては、このままとさせていただきます。ご意見等、よろしくお願いいたします。

○ 大嶋副会長

ここは前回までに検討を重ねてきた所で、(1)の教職員の体制の視点では、教職員の育成と言う視点が前回までに述べられてきて、そのことを含めての検討になると思います。ただ今の説明の通り、事務局の検討でよろしいかを伺います。

○ 田中委員

結論はこれでよろしいと思います。校内研修、校外研修の両方ですが、最後の一文が、12 学級以上 18 学級以下となっていますが、18 学級以下ということについての言及がありません。12 学級以上に専ら焦点が当たっている言い方だと思います。それをどうするかは事務局でお考え下さい。

○ 石田教育政策課主幹

前は、国の標準である 12 学級以上 18 学級以下と言う規模が妥当であるかどうかといった視点でご審議を頂きましたので、今回も国の標準を適用することとして妥当性があるかどうかといった検討をいたしました。

○ 貞広委員

今回まとめて頂いた研修もさることながら、日常的なコミュニケーションの中で先生方が先輩教員から助言を受けながら育っていくという部分が非常に大きいと思っております。小学校では学年 3 学級が良いのではないかと考えています。そうしますと最初の白丸は「研修」と言うよりも「研修等」の充実として頂いて、少し日常的なコミュニケーションの重要性にも触れていただくと、複数学級あれば先生方、特に若い先生がやりやすいのではないかと見えてくると思います。それから研修で外に出られるかどうかということについては、複数学級あるというよりも後補充の先生がいるかどうかということだと思います。後補充の先生がいるということについては、小学校は増置が 13 学級以上だと 2 人になるので、これくらいだと少し余裕が出るのかも知れません。少し表現を工夫していただいた方が、学校のことをご存じない方も「なるほど、だから出やすくなるのだね」というようにお分かりになるかなと思います。

○ 大嶋副会長

今のお話の通りかも知れません。計画的な研修も学校の中では大切だと思いますが、職員が学校の中や学年の中で、一緒に活動に取り組むとか、指導の内容を相談するとか、そういった日常的な部分が学校現場では多いのは事実です。そういう視点から言うと、今のお話の通り「等」ということで、こういったことを大事にしていくべきだと思います。また皆さんに分かりやすくということ、表現上の工夫についてもご意見を頂きましたので、今ご指摘を頂いたことだけでなく、資料全体を通して外に出していくときに皆さんがわかりやすい表現の工夫をしていただきたいです。ここは今まで審議をして頂いたまとめですので、特に無ければ先に進めたいと思います。前回の審議に加えて、研修の視点という事からも 12 から 18 学級の学級規模ということが結論になるのではないかと思います。では続きまして 2 の「学校の適正規模に関する方針」について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 石田教育政策課主幹

報告・議事資料の 5 ページをご覧ください。学校の適正規模に関する方針につきましては、(1)の「学校の適正規模」及び(2)の「適正規模とならない学校の基本的な方針」ともに、前回ご了承を頂いた内容の通りですので、ご確認を頂ければと

思います。但し、1学級の児童生徒数の基準と、適正規模となる学校、また、ならない学校の現状及び将来推計を、前回のご意見をを受けて加えさせていただきました。

○ 大嶋副会長

前回、委員の皆様にご合意を頂いた内容については、特に変更は無いということですが、新たに表が挿入されています。このような形で表すということによろしいでしょうか。

○ 貞広委員

扱い方が分からなかったのが前回は申し上げなかったのですが、今後義務教育学校を市川市が増やしていく方向であるならば、小学校、中学校だけではなくて、義務教育学校の規模ということにも言及する必要があるのか、と言う点だけ確認させて頂きたいと思います。もしあるのであれば、どこの自治体でもやっていない、ちょっと難しい問題だと思います。小中一貫校を見てきて、小学校の適正規模と中学校の適正規模をくっつけた小中一貫校は、ちょっと大きすぎて、異学年交流が成立しにくくなるので、全学年2学級で18学級ぐらいが良いのではないかと個人的には思っています。ですから、義務教育学校は小中学校とは別だと思っているので、今回方針に載せていくのかどうかということの確認をして頂いて、難しいのであれば、今後の課題としていったらどうかと思います。

○ 大嶋副会長

今回小学校、中学校と言う形での検討で、義務教育学校としての検討はまだされていなかったのですが、小学校、中学校の適正規模を見て、義務教育学校ということを経営的に増やすといったときに、適正規模をどうするのかということだと思います。これまで協議されてきた内容ではありませんでしたが、今後は必要ではないかと言うご意見だと思います。現時点では検討はされていないということによろしいですか。

○ 石田教育政策課主幹

小学校、中学校と言うことでスタートしておりますので考えてはいませんが、この後の適正配置の中で、義務教育学校を適正配置の選択肢のひとつとして進めていく場合には、必ず課題になってくると思いますので、義務教育学校を今後どうするかということと合わせて、選択肢として選んだ場合には、ご検討を頂くことになるかと思えます。

○ 大嶋副会長

その中で今日は具体的に、規模があまり大きすぎるとは、と言うご意見も頂いておりますので、イメージ的には学年2学級ぐらいということでしょうか。今後、適正配置のところで義務教育学校をどうするかと言うことが出てきて、さらに規模の問題についてもご意見を頂戴する場面が出てくるかもしれませんので、今のご意見については事務局も参考にしてください。それではこのような形で表わすこととして、次の学校の適正配置に関する方針に入りたいと思います。ここからは個別に検討してまいりますので、一つ一つ協議をお願いしたいと思います。先ず、「適正配置に関する方針策定の基本的な考え方」について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 石田教育政策課主幹

報告・議事資料の6ページをご覧ください。1の「適正配置に関する方針策定の基本的な考え方」は、前回までに委員の皆様より頂いているご意見を、検討を進める上での基本的な方向性として整理させていただいたものです。1点目は、「小学校と中学校、それぞれについての考え方を整理して検討を進めること」、2点目は、「適正規

模とならない学校の存続の可否については、判断する視点を明確にして検討するとともに、存続させる場合には、適正規模にならないことによって生じる課題を最小化する方策も合わせて検討すること」、この適否を判断する視点が、この後でご審議いただきます、「適正配置の検討の際に考慮すべき視点」になります。そして3点目が「適正配置は学校単位ではなく、複数の小学校を含む中学校区や、複数の中学校区を含む地域を単位として検討を進めること。また、合わせて、中学校区のあり方についても整理をしていくこと」、4点目が「検討の際に考慮すべき視点に、『学区の規模』も加えて検討を進めること」、5点目が「15年先、30年先の児童生徒数を見据えて検討を進めること」です。以上5点の考え方を踏まえて、今後、具体的な検討を進めていきたいと考えております。他にも、適正配置の検討に当たって、基本としなければならないことがありましたらご意見をお願いいたします。

○ 大嶋副会長

方針策定の検討に当たっては、前回までに頂戴したご意見をまとめて、5つの方針として出させていただきました。この5つの方針に沿って進めていくことでよろしいでしょうか。この他に「こういう視点が」と言うことがあれば、検討に加えていくことになると思うのですが、如何でしょうか。今日は5つの視点に沿って協議していくことになると思うのですが、今日の検討やその後に、「こういう視点も」と言うことが新たに出てきた場合は、それを取り上げていただくことは可能ですね。もし現時点で特に無ければ、これで進めさせていただいて、今後新たに「こういう視点は基本的な考え方に入れたほうが良い」ということがあれば、検討に加えていくことでよろしければ、具体的な検討に入っていきたいと思えます。

○ 田中委員

これで良いと思えます。ただし、こういうことが必要ではないかと言うことで意見を言いますが、例えば「地域住民の意思や意向を尊重しつつ」といった類のことは、どこかで触れるか触れないか、事務局で判断いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○ 大嶋副会長

審議会には地域の方にも入っていただいていますけれども、地域住民の意向に沿ってとか、もう少し外に開かれたと言う意味での表現を検討いただければということですね。

○ 牛尾教育政策課長

後ほど適正配置の際に考慮すべき視点として「地域コミュニティの視点」について協議を頂きますが、そこに入れるのか、基本的な考え方に入れるのかということについては検討させていただきます。

○ 貞広委員

大事な視点だと思いますが、「基本的な考え方」と、「視点」と「具体的な進め方」と、プロセスが3段階あるとすると、住民の方の意見を頂くのは「具体的な進め方」のところに入ってくるのだと思います。

○ 大嶋副会長

この5つの基本的な考え方については原案通りとして、それぞれに沿って具体的なことを審議していきたいと思えます。では、次の2「1基本的な考え方の方向性の検討」に移ります。「適正配置を進める上での小中学校の考え方、及び中学校区のあり方について」事務局より説明をお願いいたします。

○ 石田教育政策課主幹

報告・議事資料の6ページをご覧ください。基本的な考え方の(1)を受けましてご審議を頂くものですが、適正配置を進める上での、小学校、中学校の考え方につきましては、中学校については、教科担任制ということもあるので、ある程度厳しく適正化を図っていくけれども、小学校については地域コミュニティとの関わりを踏まえて、少し柔軟に考えていっても良いのではないかとといったことが、これまでのご意見の流れになっていると思います。補助資料の5ページから7ページの「資料 他市区の学校規模適正化対象校の基準」をご覧ください。これは平成21年に愛知県春日井市が作成しました資料ですが、適正規模を定めながら、適正規模とならない学校の適正化については、ある程度条件を加えて、柔軟な対応をしている自治体が多く見られます。これらも踏まえまして、本市における、小学校と中学校の考え方を整理してまいりたいと考えています。ご意見をお願いいたします。

○ 大嶋副会長

小学校と中学校の考え方については、前回までに、小学校はコミュニティと密接な関わりがあるので柔軟に、中学校は適正化を図っていくというご意見を頂戴していたと思います。6ページの下に審議会の意見として整理されていますけれども、ご意見を頂戴したいと思います。

○ 角谷委員

中学校は色々な所から集まってきます。八中ブロックは小学校を3つ抱えていますが、それぞれ特色が違うと思います。同じ地域にあっても全然様子は違うし、規模も違ったりします。先日学校を見に行かせてもらいましたが、子どもの数が少ないところと多いところがありましたが、それはそれで良いのかなという思いもありました。学校規模の適正はどこにあるのかということには分かりませんが、あれはあれで良かったかなと思います。自分の子どもが通っていた頃は、とても人数の多い頃でしたので、他の学校と比べるというよりも、そこの学校に行くのだという感じでした。やはりここにあるように中学校は頑張っていたかかないといけなけれども、例えば大町はのんびりしていて良い学校だったなと思って、ああいうところに自分の子どもも入れたかったなという思いもありましたので、小学校の方は地域の特徴がありますので、そういうところは適正化をしなくても良いのではないかと思います。

○ 湯浅委員

やはり学校によって違うのだなということは、子どもが中学校に入って思いました。自分もこのあいだ見せてもらった学校の中では、大町小学校が気に入りました。大町小学校は野球のチームがくれなくて若宮小学校と一緒にやっているのですが、それはそれで仲良くやっているのでは何とかなるのかなとも思います。やはりこの子どもたちが卒業した学校が、と思うと「ちょっと」という複雑な感じはします。

○ 大嶋副会長

規模が小さいと、例えば部活動とかで、チームとして成立しなくなってしまうといった課題はあるのかも知れません。

○ 中村委員

私も大町小学校は凄く印象的でした。切磋琢磨とか競争というところからは少し離れている気はしましたが、そういうことだけを追い求めるのが教育ではないと思いますし、また違った感性などが育つのではないかと気がします。ですから、小学校に関しては特性を生かして、小規模校になってもずっと残していけたらよいと思いました。

○ 齊藤委員

学校によって違いはあると思います。デンマークやフランスでは少人数学級で指導した結果、とてもきめの細かい指導が出来て、結果的には少子化対策にもなったとかといった話を聞いたことがあるので、大町小学校のようにどの先生も子ども達全員の名前を知っているような中で指導をしていくと良いと思います。

○ 大嶋副会長

前回までに「小学校については特性とかコミュニティを意識して柔軟に進めていきましょう」、「中学校はやはりある程度の枠組みの中で適正化を図っていく必要があるのではないか」というように、小学校と中学校の違いについてご意見を頂戴しました。今述べさせていただいたように、小学校はコミュニティとか学校の特色、特性を生かした形で考えていく、中学校はある程度適正化を図っていくという考え方で理解をして大丈夫でしょうか。今後この方向性で具体的な適正配置の検討を進めていくことになるとは思いますが、その時点で「こういう視点も付け加えたほうが良い」ということが出てきても大丈夫ですね。

○ 貞広委員

小さな学校はとても魅力的ですが、もう一度考えてみると、小規模の学校と少人数指導というのは違っているので、クラス替えも出来るけど1クラスに十何人ぐらいがいるというのが理想としているイメージだと思うのです。そうするとやはり1学年1学級15人以上という学校と、私たちが今何となく理想に思っている学校とは違っているわけです。もしそういった学校を残すのであれば、教育委員会なり地域なりでサポートをして、小さいとどうしても立ち行かない部分を底上げしてあげる手立てを講じるということが条件になってくると思います。小さな学校を残すということは、きちんとそこの地域の子どもたちも、色々な意見の中で育っていくような環境を保障しないといけない、その覚悟の基で小さな学校を残すということでない、他の地域の子どもたちに比べて身に付かない部分も出てくるかも知れないと思います。私も小学校と中学校の適正配置の考え方は違っていた方がやり易いし、実態にも即しているというか現実的であって、やり方としては相応しいのではないかと思います。小さかったらそれなりの手立てを講ずるという条件付で残すということです。

○ 大嶋副会長

サポートに尽きるということだと思いますが、基本的には小学校と中学校の違いについてはご理解を頂いたものとしてよろしいでしょうか。それでは、小学校と中学校の考え方については、先ほど申し上げたように、小学校については柔軟に、中学校については適正化を図っていく、但し小学校の小規模校についてはサポートが必要だというご意見も頂戴しましたので、この点についてもお願いしたいと思います。続きまして、(2)の「適正配置を進める地域の単位について」事務局より説明をお願いします。

○ 石田教育政策課主幹

報告・議事資料の7ページをご覧ください。先ほどの基本的な考え方の(3)を受けまして、事務局案をお示しするもので、「検討の進め方」と「検討の際に留意すべき事項」に分けてまとめてあります。先ず「検討の進め方」ですが、基本的には中学校ブロックを単位として適正配置の検討を進めてまいります。中学校ブロックと、ブロック内の小学校は表の通りです。そして、中学校ブロック内で適正配置を進めることが難しい場合は、下の表にありますような拡大ブロックを単位として検討を進めることとします。中学校ブロック内に、適正規模とならない学校が多くある場

合や、中学校の適正規模化を進める場合などは、拡大ブロックでの検討が必要になるかと思えます。なお、1から7ブロックと言う名称は、便宜上付けているものです。そして、拡大ブロック内でも適正配置を進めることが難しい場合は、ローマ数字の3にありますように、隣接する拡大ブロックを加えて、検討を進めることとします。拡大ブロックの位置的な状況は、8ページの上の図に示してあります。拡大ブロックの設定につきましては、8ページ下の表にありますように、中学校設置の経緯を基に、地域的なつながりを考慮して設定しています。例えば5ブロックの大洲中学校は、第八中学校から分離して設置されていますので、第八中学校区と大洲中学校区を一緒にして適正配置を進めたとしても、地域的なつながりのある中で検討を進められるのではないかと考えています。また、9ページには平成42年度と57年度に、適正規模とならない学校を色をつけて示してありますが、これを見ますと、拡大ブロック単位であれば、概ね適正配置の検討が進められるものと考えます。

次に検討を進める上で留意しなければならない事項について説明いたします。10ページをご覧ください。本市では、小学校区と中学校区が一致していない所が多く、拡大ブロック内で適正配置を進めたとしても、小学校区の分断には十分に留意する必要があります。拡大ブロック同士の境界によって分断される小学校区は、下の表にありますように10校ほどありますが、どの学校も所属する拡大ブロック内の指定中学校に進学する割合が多い状況にあります。しかし、3割近くが所属する拡大ブロック外の指定中学校に進学しているところもあり、十分に留意して進める必要があると考えます。また隣接する拡大ブロック同士を加えて検討を進める場合には、11ページにありますように、本市の公共施設等総合管理計画が区分する地域との整合を図りながら進めていく必要があると考えています。このことによって、街づくりの方向性も踏まえた検討が進められるものと考えます。以上、適正配置を進める地区単位について、事務局の案をご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○ 大嶋副会長

適正配置の検討を進める地域単位として、3段階に分けて考えていくということでもよろしいでしょうか。最初の段階が中学校ブロック、次が拡大ブロック、そして隣接する拡大ブロックで検討を進めていくということです。中学校ブロックについては、7ページのローマ数字の1のところ中学校と小学校が記載されています。例えば私の学校は第八中学校ですが、ブロックには平田小学校、鶴指小学校、大和田小学校の3校がありまして、その他に第六中学校ブロックに入っている稲荷木小学校からも毎年20人ほど入学している状況があります。中学校ブロックの小学校から全部入ってくるという状況ではありません。第三中学校なども、一部曾谷小学校の学区から入学してきます。必ずしも小学校の学区が全部中学校の学区になっているわけではありません。中学校ブロックはこのような形で分けられています。地区別の音楽会を開催したり、ブロック単位で校長会も開いたりして、ブロックでの情報交換や活動の機会が結構あると思います。それから拡大ブロックについては、環境が似ているところがあります。例えば一中、二中は国府台の台地の上であって、台地と台地の周辺が学区という環境にあります。それから学校が分離したところ、例えば八中から大洲中が分離したとか、そういった過去の経緯も踏まえて7つのブロックに分かれているところです。事務局からは、進め方と留意事項の二つについて意見を頂きたいということですので、分けてご意見を頂いたほうがよろしいかと思えます。最初に進め方ということで、特にブロック単位ということについてご意見を頂戴できればと思います。

○ 田中委員

中学校区という言葉と中学校ブロックという言葉がありますが、全く別でしょうか。

- 石田教育政策課主幹
中学校ブロックですと、例えば第八中ブロックには平田小学校と鶴指小学校と大和田小学校が入っておりますが、中学校区になりますと、隣の第六中ブロックにある稲荷木小学校の一部からも入学してきますので、ブロックと校区は一致していません。
- 大嶋副会長
理想は揃っている方が良くと思いますが、学校規模ですとか、間に大きな道路があつて安全上の問題があるなどして、中学校区と小学校区が分かれてしまっていると思います。
- 角谷委員
第八中学校ブロックの平田小学校には「平田」という地域があります。鶴指小学校は「大和田」という地域と「大洲」という地域から来るのです。「大洲」は1丁目、2丁目は第八中学校、3丁目、4丁目は大洲中学校に行きます。「平田」も線路を隔てて八中に行く子と二中に行く子に分かれます。大和田小学校も分かれてしまっています。八中のブロックに入る小学校でも、違う中学校に行かなければならない形になっているので、八中と大洲中が一緒になることに関しては、全然何の抵抗も無い感じはします。町名のことを考えると分断しないので良いと思います。
- 湯浅委員
最初に一中から八中まで出来て、それからだんだん分かれていったということですか。
- 大嶋副会長
そうですね。ナンバーズクール以外の学校が分離していった経緯があります。分離した学校がそのまま入っていないのは拡大の3ブロックです。下貝塚中学校は第三中学校と第四中学校から分離しているのですが、五中と一緒にしたのは、市川大野駅を中心にして近い地域性があるということだと思います。事務局の提案としては、先ず中学校ブロックで解決を図り、それが難しい場合には拡大ブロックという地域性や環境が似ている所で調整を図り、さらにそれが困難な場合については隣接する拡大ブロックで検討を加えるという方向で、積み上げていく形での提案だと思います。
- 中村委員
この拡大ブロックの設定については、地域性とか色々と考慮して考えられていて、私はあまり違和感を感じないので良いと思います。
- 角谷委員
八中から大洲中に分かれたときは、八中に10クラスもありました。そういうことを考えるとまた再編をしなければならないという寂しさはありますね。マンションも大分出来てしまったので、もっと開発されれば人が寄ってくるのではないかと思います。もっと子どもたちが増えてくれると良いなと思っています。
- 大嶋副会長
ベースは中学校ブロックということで良いですね。難しい場合はという条件を付けて、だんだんと大きい単位で検討を進めていくということの理解でよろしいかと思えます。最初の「進め方」というところについては、ブロック単位を積み上げていくという理解をして頂いて大丈夫でしょうか。それでは基本的には3段階として、中学校ブロック、拡大ブロック、そして隣接する拡大ブロックで検討を進めていく

ということで行きたいと思います。それでは次に留意事項になりますけれども、留意事項については10ページの資料になります。先ほどの説明では、小学校区がブロック単位で見た時に分断されている状況が現実にあるということ、そして11ページの資料にありますように、市の計画との整合を図りながら、その地域の中で解決を図っていくということでした。

○ 貞広委員

「うちの自治体には、学区が分断されてしまう小学校が2校あります」とか「どうしても1校あるのです」というような説明を頂くことはあるのですが、こんなにたくさんある自治体にはなかなかお会いできないので、ちょっとびっくりしました。ですが、地元の方はブロックでよいとおっしゃっていますので、そういう調整枠があるということを確認するというような書き方をして頂ければと思います。こういうことに留意しなければならないということを羅列して、実際の時にはそれを引き取って、難しい方程式を人間として考えていくという感じになるのかなと思います。

○ 大嶋副会長

留意事項意を羅列していくということによろしいでしょうか。基本的には中学校と小学校の学区が揃っている方が良いのだと思いますが、現実的にはたくさん分断される学校がありますので、留意事項は羅列をしていく方向が良いと思います。他にも留意事項として必要なことがあれば挙げてください。

○ 貞広委員

小学校と中学校の適正規模のあり方や配置のあり方を分けて、言わばダブルスタンダード的に取り扱うときに、9年間という時間枠では中学校区で子どもたちを大事に育てるということがあると申し上げたのですが、ここまで小学校区と中学校区が不一致ですと、それをどう考えたら良いのか。でも地域の方から見ると、中学校ブロックや拡大ブロックで、9年間子どもたちを育てるということには、あまり違和感はないということですね。

○ 湯浅委員

コミュニティ・スクールが始まると、地域の中では、こちらの学校にも行って、こちらの学校にも行って、ということが出てくると思います。本当はこの町の子どもはこちらの小学校に行って、中学校はこちらに行くという方が良いのかなと思います。

○ 齊藤委員

大人はそうやって分けることに違和感があるのかもしれませんが、市川市は小学校がたくさんあるので、子どもにとってはすごく通いやすいと思うのです。大人の方がやりにくい部分があるのかもしれませんが。ブロックといっても保護者の人にとっては「何のこと」と思うのではないのでしょうか。子ども達は幼稚園を卒園して仲の良い友だちが別れてしまうときに、「別々の小学校に行ってしまうけれども中学校に行ったらまた会えるね」などと言っています。子どもたちは近くの小学校に入学することに夢を持っていますので、これは大人の考え方なのかなと思います。

○ 大嶋副会長

子どもたちにとっては通いやすいという視点のほうが大切だということですね。ここは多分色々な見方考え方があって分かれることもあると思います。

○ 田中委員

10ページを見たときに、高度成長期以来、どんどん家が建っていく間に、こちら

の方が通いやすい、あちらの方が通いやすいとなって、大きな道路とか大きな川とかで分かれて、そこに小学校が建って別々の中学校に行ってしまうという、そんな経緯の中でこういった実態が生まれてきているのでしょうか。地形的な理由だけで考えると、これほど小学校区が分断されなければならないようなことは考えられないですね。

○ 石田教育政策課主幹

前回の審議会のときに、指定学校変更制度についてご審議を頂きましたが、その時の説明の中で、最初は小学校区と中学校区は一緒に、できるだけ分断しないような区分けで進めてきたのですが、中学校の過大規模を解消する中で、小学校区を分断せざるを得なくなってきたという説明があったと思います。

○ 中村委員

小学校から別々の中学校になっても、隣の中学校同士ぐらいの分かれ方で、いきなり全然雰囲気の違いに進むということではないので、9年間を掛けて育てるという視点で考えるにしても、それほど分断されてしまうイメージは無いです。

○ 貞広委員

齊藤委員がおっしゃるように、子どもの世界では区割りは無いですし、地域の方にとっても、市川という括りでまったく問題がないと思うのですが、コミュニティ・スクールを導入するときはどうするのだろうと思うわけです。湯浅委員もおっしゃっていたように、小学校と中学校と別々につくことになると思うのですが、市川は人材が豊富でいらっしゃるので良いのかも知れないですけども、もう少し小さな自治体ですと、学校運営協議会の委員をお願いできる方がそれほど多くはないので、小学校と中学校とを別々にすると、二つの会議に出なければならなくて、運営上つらいということになります。中学校単位で今後出来るようにするという事なんですけれども、中学校単位でコミュニティ・スクールにすると、1中学校、2小学校でもひとつの体制で9年間の子どもを育てることが出来ます。学校支援地域本部も中学校単位で行なっていくと、地域人材が一番有効に活用できるという構想が比較的一般的に考えられるところですが、市川市の学区の状況を見ますとちょっと難しいですね。もしコミュニティ・スクールにするのであれば、小学校と中学校を全く別々にやっていくという仕掛けにならざるを得ないですね。多分これから学区を全部切り直すということは現実的ではないので、コミュニティ・スクールの立て付けの仕方に、少し知恵が必要なのではないかなと思います。

○ 大嶋副会長

コミュニティ・スクールについては、現時点では各学校に学校運営協議会を設置して、中学校ブロックで連携する協議会のようなものをつくっていくという方向になっていまして、来年度から5ブロック17校で、モデル校として進めていくことになっています。私のブロックでは、小学校3校と中学校1校で、学校運営協議会を立ち上げるためにどうするかということで、委員さんの調整を年度内に図っていくための相談を始めています。貞広委員さんがおっしゃられたように、市川市は昭和55年に市川版のコミュニティ・スクールを立ち上げたときからの積み重ねによって、かなり地域の方の人材がいらっしゃるので、そういう部分では、小学校3校と中学校1校で同時に学校運営協議会を立ち上げて、何とかやっていけそうだなとは思っています。

○ 貞広委員

そうしますと小学校に2つの運営協議会をつくるということでしょうか。例えば大和田小学校の方々は、第八中学校の運営協議会にも第六中学校の運営協議会にも

入るということでしょうか。

○ 大嶋副会長

ブロック単位でやりますので、八中の運営協議会だけになります。ですが、大和田小学校の子どもたちは一部第六中学校にも行っておりますので、その子たちは、中学校では別のブロックになってしまうということです。

○ 貞広委員

小学校自体は第六中に行く子も第八中のコミュニティー・スクール枠の中に入るといえることですね。

○ 湯浅委員

子どもが六中ブロックの方において、第八中学校に進学するときは、親御さんはどちらへ行けばよいのか。小学校のうちはこちらのブロックと一緒にコミュニティー・スクールの取り組みをやっているけれども、ということですね。

○ 大嶋副会長

そういう課題は出てくると思います。

○ 角谷委員

今は色々と地域の人に関われるシステムがあって、コーディネーターのようなものがあります。コミュニティークラブでも自分たちの活動を横でつなげようと、連絡協議会のようなものをつくって、市川市全部でつながろうとしています。個々の人材を市川市全部で使えるのではないかとということで、コーディネーターもそうなんです。私たちが発掘した人材をどこの地域でも使ってもらおうという形になっています。現実に八中ブロックで、六中にいかれた子に当時のつながりで協力いただいたりして、そういう面ではつながりはあると思います。だからあまりブロックだからと考える感覚は地域としてはあるかもしれません。八中ブロックだからといって八中だけではなく、校区以外の子どもたちも多く私たちの活動に参加しますので、そういったことが増えていくと思います。コミュニティー・スクールでは、地域の人間として少し意見が言えるかなと思いました。

○ 大嶋副会長

コミュニティー・スクールを進めていくにあたって、学区がまたがっている小学校は、子どもたちや大人も含めてどのようにして9年間の成長を見守っていくかと言うことが、ひとつの課題として出てくるかと思っています。それについてはコミュニティー・スクールのモデル校等の研究の中で解決していければと考えています。理想は中学校区と小学校区がひとつになっていることだと思いましたが、なかなか解消することは難しいと思います。

○ 牛尾教育政策課長

コミュニティー・スクールについては、後ほど「地域コミュニティの視点」の中で説明させていただきますので、そこでまたご意見をいただければと思います。

○ 大嶋副会長

では②の留意事項については、小学校区が現時点においては分断されていると言う現状がありますので、このことを配慮していくと言うこと、それから、市の計画と整合を図りながら、その地域の中で解決を図っていくと言うこと、この2点がこれまでの意見の中で出ておりましたので、この二つと、今日ご意見を頂いた中では、コミュニティー・スクールの進捗と言いますか、これを見ながら今後検討をしていく

と言うことになってくるのではないかと思います。

《休憩》

○ 大嶋副会長

では次に3の「適正配置の検討の際に考慮すべき視点」に移ります。「小中学校の連続性の視点」について事務局より説明をお願いいたします。

○ 石田教育政策課主幹

報告・議事資料の12ページをご覧ください。「適正規模の検討の際に考慮すべき視点」についてご説明いたします。視点のひとつ目は、「小中学校の連続性の視点」です。これまでの審議では、適正配置は小・中学校の連携を十分に考慮して進めること、そして義務教育学校や学校園スタイルなども、適正配置を進める上でのひとつの選択肢として進めることが良いとのご意見を頂いています。そこで本市では、昨年度より塩浜学園において小中一貫教育を進めておりますので、先ず塩浜学園の渡邊校長先生より、塩浜学園の教育についてご説明を頂き、それを踏まえて、小中学校の連続性の視点からの適正配置の進め方について、ご意見を頂ければと思います。

○ 渡邊塩浜学園校長

義務教育学校の概要について説明させていただきます。先ず修業年限ですが9年です。教育目標につきましては9年間の目標を設定しております。また教育課程の編成につきましては、小学校、中学校の学習指導要領に準拠して学習活動を進めています。教職員につきましては、ひとつの教職員組織として、小学校、中学校の教職員定数の標準と同等の数を頂いております。子どもの数から考えますと、たくさんの教職員がいるという印象です。また学校評価につきましては義務教育学校として実施しております。今年度は市川市のコミュニティ・スクールのモデル校ということで、学校運営協議会を立ち上げまして、年に5回、協議会を実施しているところです。続きまして塩浜学園の状況についてご説明を致します。補助資料は8ページより載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。本校は、規模といたしましては大変に小規模な学校として捉えております。1年生から9年生までは、7, 8年だけ2学級、他の学年は全部単学級ということになっております。子どもの数も総数で314名と言う数でございます。では概要と特色ある学びについてお話をさせていただきます。特色ある学びということで、一貫教育を生かした4つの特色ある取り組みを行っております。先ず一つ目です。前期課程、後期課程という括りのほかに、学年の区分を4-3-2制という3つに区分しております。それぞれSブロック、Mブロック、Lブロックという形に致しまして、発達段階に即した指導及び活動を行っております。また、前期課程と後期課程が繋がった連続性・系統性を重視した教育活動を実施しているところです。3点目と致しまして5年生から教科担任制を導入しております。その年度にいる教職員の状況を考えながら出来る教科で、後期課程の専科教員と5, 6年生の学級担任がティーム・ティーチングで授業を行なうことにより、より専門性の高い授業、学級担任がいることで不安感を解消するような取り組みを実施しております。また5年生から、体力の向上や運動技術面の向上を図るために、後期課程の部活動に参加できるような環境を整えております。こちらにつきましても、発達を考えながら時間を短くするなどの工夫をしているところです。また13ページの上にありますように、塩浜学園ならではの3つの特色ある取り組みでは、一つ目といたしまして「塩浜ふるさと防災科」と言う教科を設定いたしました。こちらは塩浜地区が3.11の際に、大変大きな液状化の被害を受けたことに基づきまして、地域の方の力を借りながら実施できることとして始めた教科です。総合的な学習の時間と特別活動の時間を使いまして、年間75時間と言う形でやっております。2点目に理数教育の充実を図っております。算数・数学では全学年

でティーム・ティーチングを推進し、理科については専門の職員を配置して頂いております。また「塩浜ふるさと防災科」ともリンクをしながら進めているところで、そして3点目の「きめ細やかな教育の推進」ということですが、大変に規模の小さい学校ですので、一人一人の学びや発達に寄り添い、支援が出来るような体制づくりを整えております。前期課程、後期課程の職員が一緒に関わることで、発達段階でのつながった支援ができていていると思っております。続きまして教育効果及び課題について申し上げます。先ず、児童生徒への効果及び課題でございます。効果と致しまして、異学年交流を行うことにより、特に上の方の学年の子どもたちに自己肯定感の高まりが見られております。また地域との交流や連携を進めることによって、対人関係の能力が向上していると感じております。また9年間での縦割り活動を重視しております、低学年から人間関係づくりを支援することで、高学年になったときに問題行動などが解消されている、または予防することができていると感じています。また、家庭に対して9年間、同じ方向を向くことで、家庭からの関心を高めて、基本的な生活習慣や家庭学習の定着も図られているところです。また5年生から部活動などに積極的に参加し、小学校の教員も部活動に関わることで、部活動の活性化が図られています。一般的に小学校から中学校に進学するときに中一ギャップということがありますが、スモールステップを踏むことで、中一ギャップの解消が図られていると感じています。課題としましては、全国学力・学習状況調査の結果などを鑑みましても、学力には課題があると考えています。9年間の学びを積み重ねることで、基礎・基本の確実な定着を図っていきたいと考えています。また、今の9年生は1年生のときより9年間、1クラスで生活をしておりますので、あまり自分のことを自己主張しないでも良いような、自分のことをあまり語らなくても皆が理解してくれるような環境が整っているのですが、良い意味でも悪い意味でも、そこは課題であると感じています。そこで体験学習や問題解決学習などを通して、リーダー性を育成し、他と協力しながら主体的な学びの出来る子供を育成していかなければいけないと感じているところです。教職員への効果や課題についてお話いたします。先ず効果ですが、小学校、中学校の子ども達の発達が見られると言うことで、子ども達の発達段階に対する認識が非常に深まっている、深化していると感じています。小中学校の教育活動のそれぞれの良さや大変さを知ることで、互いの仕事への理解が深まっていると感じています。7年生と1年生と一緒に入学式を行なうわけですが、その時の1年生の状況を見て元中学校の教員が、「1年生の指導がこんなに大変だとは思わなかった、小学校の先生って大変ですね」と言っていたり、中学生の生徒指導を見て、「一つ一つの物事を共通理解して進めていかなければ物事が解決しないのですね」ということを小学校の教員が理解したりする大変に良い機会が設けられていると思います。また、5年生、6年生の頃から子どもたちを後期課程の職員が前もって理解していることで、非常にスムーズな後期課程のスタートが切れていると感じます。発達や登校に課題のある子どもについては、前期・後期の職員が一同に会してケース会議等を実施しています。「前期課程のときはこうだったよ」「後期課程になったらここが心配ですね」というようなことを意見交換しながら、ひとつひとつの発達、学びに即した教育活動を実施できていると感じております。また課題についてですが、9年間全部の教育課程の行事をつなぎますと非常にスケジュールがタイトで、教職員の多忙感が否めません。ですから行事の見直し、改善を図っていかねばならないと痛感しています。次に通学区域及び指定校変更の可能な区域についてご説明いたします。現在、7、8年生につきましては60名ほどが自転車通学で、行徳支所管内の学校から進学をしてきているところです。通学距離が2km以上の生徒につきまして、許可制で自転車通学が可能と言うことで、本校では子どもたちの数が増えたところです。一番心配なことは、交通事故等に気をつけなければならないと言うことがありますが、子どもたちには十分に指導をしながら未然に事故が防げるような指導をしているところです。

○ 大嶋副会長

小中一貫教育を行なう義務教育学校の状況についてお話し頂きましたが、適正配置を進めていく上でのひとつの選択肢になってくるのではないかと思います。最初に塩浜学園の渡邊校長先生からご説明を頂きましたが、塩浜学園についてご質問がありましたらお願いいたします。

○ 田中委員

今のお話と関連するのですが、7, 8 学年が 2 クラスで、それ以外は 1 クラスですね。ですから今のお話ですと、7, 8 学年の 1 クラス分の 30 人ずつぐらいが自転車通学で他のところから通ってきていると言う理解でよろしいですか。基本的には 1 年生から 9 年生まで 1 クラスと言うことですね。それで少しお伺いしたいのですが、12 ページに概要が書いてあります。免許状のことですが、小中の併有が制度上は原則ですけれども、現状で小中の免許状を併有している人はどのくらいいるのでしょうか。また市としては今後、唯一の設置校なので、小中併有を増やしていく方向だとは思いますが、そういうお考えが今のところ有るか無いか、お願いします。

○ 渡邊塩浜学園校長

具体的な人数は、今はっきりは分からないのですが、30 名程度の内 10 数名程度で、およそ 3 分の 1 です。

○ 井上学校教育部次長

現状についてですが、両方の免許をもっている教員の割合と言うのは、全市的な平均よりも、塩浜学園は若干低くなっています。今までは小中一貫教育を推進する意欲だとか特性を優先していたために、免許の部分が次になってしまったところがあります。ですから今後は両方の免許をもっている者を、出来るだけ塩浜学園に配置していく方向であります。

○ 大嶋副会長

小中学校の連続性の視点から、適正配置の進め方についてご意見をお願いいたします。もしその中で塩浜学園についても何かありましたらお願いしたいと思います。このことについては、本日は結論を出すものではなくて自由にご意見を頂きたいと思います。

○ 田中委員

先ほど、小中の適正配置の問題のときに、義務教育学校の場合はあまり大きくなく、2 クラス程度が良いのではないかとのご意見もありました。今の塩浜学園は基本が 1 クラスとなっているわけです。後期課程に在籍している教員で、通常の中学校に必要な免許数を揃えるためには、1 学級ではなかなか難しいと思いますし、様々な加配措置等が行なわれているところもあると思うのですが、将来的に学年 2 クラスを目指すとか、そういった考えはあるのでしょうか。

○ 井上学校教育部次長

今の現状としては、免許外、臨時の申請も含めて特に無く、カバーできている状況はありますので、この規模でも何とか維持できています。目指す規模については、集まり方次第という部分もありますので、今後新しい校舎等々を考えていくときに、1 学年 2 クラス程度ということが適正規模になるのかなとは考えています。確かに目指す必要はあるかと思いますが、実際に学区外からどれだけ来てもらえるかと言うところも大きく影響してきますので、そのくらいがちょうど良いのではないかと思います。

- 湯浅委員
5年生からの教科担任制は、中学校から先生が来て教えるということですか。
- 渡邊塩浜学園校長
前期課程の5,6年生が後期校舎で生活をしておりますので、基本的には中学校の教員がT1と言う形で、専門性を生かして授業展開をしています。学級担任は課題のある子どもですとか、この部分はこの子のサポートをしようというところを的確に見定めまして支援しています。
- 齊藤委員
例えば7年生になるときに他市などに転出する場合、卒業証書などはどうするのでしょうか。
- 渡邊塩浜学園校長
義務教育学校になりましたので、本年度からは6年生での卒業証書は出ません。修了証書になります。しかし、親御さんの思いであるとか、子どもたちの思いもあり、一つの区切りとしたいと思っておりますので、卒業式に匹敵するような行事は実施したいと思っております。
- 大嶋副会長
塩浜学園からの説明で教育効果を挙げていただきました。課題も多少はあるようですが、連続性ということで、9年間を見据えて子どもたちを育てるということに適正配置にどう生かしていくかということだと思っております。今後可能性として小中一貫校を更に検討していくことの可能性は有るのでしょうか。
- 牛尾教育政策課長
今年の4月に義務教育学校がスタートしたばかりですが、先ほど校長先生が説明されたように色々な効果が見られています。今後來年、再来年と、この効果を十分に検証した中で、義務教育学校については考えていかななくてはならないと思っております。
- 田中委員
授業時数の話ですが、中学校の規模が小さいと、授業時数がもともと少ないので、小学校に行って専科をやったり、T.Tをやったりすることは良くあるのですが、規模が大きいと一人の担当時間が17~18時間あって、小学校の方に行くのはなかなか難しいので、小中一貫をやっていくときには教職員配置の問題が結構大きいと思います。
- 貞広委員
義務教育学校ですが、印象として、二つの意味で市川市内にたくさん出来ると言うのは想定できないのではないかと思います。ひとつは、規模が小さいと教職員の入る教科が全部と言うのは難しいので、あまり具体化できないだろうということと、もうひとつは、小学校区が分断されているところがここまで多いと、場所すらちょっと設定し得ないので、緩やかな小中の連携という形が現実的なんだろうなということです。そしてその上で、義務教育学校や小中一貫・連携は、子どもに対する効果以上に、先生方に対する効果が凄く大きくて、小学校の先生も中学校の先生も、子どもがどのように育ってきて、「一体この中学の数学が出来ないのはどこで躓いたのだろう」といったことも早めに分かって早く講じられるので、指導がしやすくなると思います。4年ぐらいから中学校の先生がちゃんと入って、生徒指導をそこからすると、後で、何よりも子どもたちにメリットがあるのですね。ですから、是非人事

異動の際に、色々な市川の先生が義務教育学校での経験を積んで、そこから色々なことを知っていただけるように、職能開発の場としても活用して頂ければと思います。

○ 大嶋副会長

確かに学校規模とか設置状況を勘案していくと、いくつも出来るものではないと思います。しかし、南側のほうに一つありますので、今後はもしかしたら北側の方ということもあるのかも知れません。また、こういった学校を経験した先生が、どこに異動していくかということもやはり重要な視点だと思います。今、ご意見を頂いた中でも、ゆるやかな小中の連携ということで、不登校生徒の対応とか、学力の問題とかについて、小学校からの情報をたくさんいただいて、中学校のより効果的な教育活動につなげていくということ、小中連携はすごく必要だと思います。そういう中で適正配置に関して何かご意見はありますでしょうか。

○ 角谷委員

塩浜が特殊な地域だったと言うことはあると思いますが、校長先生と子どもたちの仲の良さと言いますか、先生と子どもたちの距離が近くて素晴らしかったです。体育では中学校の体育の先生が子どもたちの補助をしていたり、理科では、理科の先生が授業されていたりとかしていましたので、こういう学校が北にもあっても良いなと思います。やはり統廃合とかを考えなくてはならないときには、地域によっては選択肢の一つではあるのかなと思います。1クラスだけになってしまうと課題があって、息苦しくなってしまう子もいるのかも知れません。そうなったときのことを考えると、手厚く対処していただけるのだとは思いますが、親の立場としては、ちょっと心配なところでもあります。

○ 大嶋副会長

そうすると基本的には小中の連続性の中でも複数学級は維持していきたいということですね。

○ 貞広委員

先ほどは、いくつもつくっていくことは難しいだろうと言うことを申し上げたのですが、長期的に見ると「此処と此処」といった感じの部分もある訳ですね。ですから塩浜学園での成果を見極めつつ、適正配置の際には義務教育学校への変換も検討しながら進める、といった感じでいくのかなと思います。

○ 大嶋副会長

ここについては、塩浜学園の成果を見極めながら、今後の適正配置を検討していくという形でまとめさせて頂きたいと思います。次のコミュニティの視点は、大分ご意見を頂いたと思うのですが、コミュニティ・スクールの説明のところからはどうしますか。

○ 牛尾教育政策課長

説明自体はそれほど掛からないのでさせて頂いて、ご意見があれば次回にお願いいたします。

○ 石田教育政策課主幹

報告・議事資料の14ページをご覧ください。適正配置の検討の際に考慮すべき視点の二つ目として、「地域コミュニティの視点」を挙げさせていただきました。これまでの審議会では、地域コミュニティとの関わりを十分に考慮すること、そして、本市が進めるコミュニティ・スクールのあり方も踏まえて適正配置を進めること、と

のご意見を頂いています。文部科学省が作成しました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」の一部を載せておりますが、手引きにおきましても、「学校は地域コミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能に留意してすすめる必要がある」と言っています。そこで、地域の特性に応じて、例えば防災が最優先課題である地域や、地域の人が集まる施設があまりない地域、または学校周辺の住宅地が減少している地域など、地域が持つ特性に応じた学校の役割について、広くご意見を頂き、考え方を整理してまいりたいと考えています。なお補助資料 13, 14 ページに、資料 5 として、本市が進めるコミュニティ・スクールの概要をまとめてありますので、簡単にご説明いたします。13 ページに書いてありますように、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指すものであって、学校運営協議会は、保護者や地域の方が委員となって、一定の権限を持って学校運営に参画する仕組みです。一定の権限とは、校長先生が作成する学校運営の基本方針を承認することや、学校運営について、教育委員会や校長先生に意見を述べる事が出来ることなど、本市では 4 つの役割を定めています。運営協議会自体は学校毎に設置することとなっておりますが、運営については中学校ブロックで進められる体制を整え、義務教育 9 年間の子どもの成長を、地域が一貫して支える環境を整えていくこととしています。補助資料 15 ページの資料 6 は、昨年度に小学校 5 年生と中学校 2 年生の保護者を対象に行なった調査結果をまとめたものです。この結果から、地域によって、また小・中学校によって、地域とのかかわり方には違いがあることが分かりました。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○ 大嶋副会長

今日のところは、地域コミュニティの視点の説明を頂いた所で終わりにさせていただきます。今日はコミュニティ・スクールについてのご意見も途中でいただいておりますので、市川市のコミュニティ・スクールの案を踏まえながら、次回にコミュニティの視点からご意見を頂戴したいと思います。

以上を持ちまして、議事は終了させていただきます。

○ 牛尾教育政策課長

本日はありがとうございました。事務局から次回の審議会についてご連絡申し上げます。次回の審議会は会議次第にもあります通り、平成 29 年 1 月 23 日の月曜日、9 時半から予定しております。会場は、こちらの仮設庁舎会議室で行ないますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

○ 大嶋副会長

これを持ちまして、第 5 回市川市教育振興審議会を終了させていただきます。

【 1 1 時 4 5 分 閉会 】